

レジオネラ症発生防止対策を含む衛生管理を徹底し、 レジオネラ症患者の発生防止に努めましょう！

「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例」及び「旅館業法施行条例」において、入浴施設の衛生管理に関する基準が定められています。
入浴施設を適正に管理し、レジオネラ症患者の発生防止に努めましょう。

- レジオネラ属菌、大腸菌群などの項目について、年1回以上の検査を実施し、その検査結果を3年間保存すること。

【検査頻度】

水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯、上り用水並びに毎日完全換水している浴槽水は1年に1回以上。

連日使用している浴槽水は1年に2回以上。

連日使用している浴槽水で消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上。

- レジオネラ属菌について水質基準（10CFU/100mL未滿）に適合していない場合は保健所へ届け出ること。

- 浴槽は、浴槽水を毎日1回以上（ろ過器を使用する浴槽は、毎週1回以上）完全に入れ替えをし、清掃すること。

- 浴槽水は下記のとおり消毒すること。

【消毒方法】

塩素系薬剤を使用すること。

浴槽水中の残留塩素濃度を頻繁に測定し、0.2~0.4mg/L（通常0.4mg/L程度が望ましい）に保つように管理すること。

残留塩素測定結果の記録を3年間保存すること。

【塩素消毒ができない場合、塩素消毒以外の消毒を行う場合で、適切な衛生措置が行われている場合等については上記の規定が適用されないケースもあります。】

- ろ過器は毎週1回以上、逆洗浄する等適切な方法によりごみ、汚泥等を排出することともに、循環配管と併せて適切な方法で消毒すること。

- 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる装置は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

※ 浴室の構造設備基準が平成22年10月1日に改正されています。浴室を改修する場合はこの基準に適合する必要がありますので保健所までご相談ください。

（問い合わせ先）

飯田保健所 食品・生活衛生課

TEL : 0265-53-0445

E-mail : iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp